

「海老名市部活動の今後の在り方について」  
報告書

平成 30 年 1 月 19 日

海老名市部活動検討委員会

# 「海老名市部活動の今後の在り方について」報告書

## 目 次

はじめに .....	1
1 海老名市部活動検討委員会について	
1-1. 検討委員会の目的 .....	2
1-2. 検討委員会の構成 .....	2
1-3. 検討の経過 .....	2
2 海老名市部活動の現状と課題	
2-1. 海老名市部活動の現状 .....	5
2-2. 部活動におけるケガの状況 .....	7
2-3. 部活動による生徒の身体的負担に関する医学的な見解 ..	8
2-4. 海老名市部活動における課題 .....	9
3 海老名市部活動の今後の在り方についての提言	
3-1. 部活動のねらいについて .....	11
3-2. 活動日数と活動時間について .....	12
3-3. 外部指導者の活用について .....	13
3-4. 医療との連携について .....	14
3-5. 保護者の部活動支援について .....	14
4 周知・移行期間におけるスケジュール	
4-1. 全面実施に向けた試行 .....	15
4-2. 海老名市部活動方針の周知方法 .....	15
参考資料 .....	別添

# はじめに

中学校部活動については、教育課程外の活動であり、生徒の自発的・自主的な活動であるが、学校教育活動の一環として行われており、市内中学校においても、多くの生徒が参加し、運動や文化の領域で多様な活動が行われているところである。

部活動は、目標に向かって仲間と協力して課題を克服して達成感や成就感の得ること、思春期の生徒たち心と体の健全な育成を図ることなど、その教育的な価値が高く、大変に意義深いものである。そして、ひとりひとりの生徒にとっては、その活動に多くの時間を費やすことから、学校生活の楽しさや充実につながるものとなっている。

しかしながら、近年、体罰などの行き過ぎた指導による生徒の心と体に与える弊害や指導にあたる教員の時間的・精神的負担の増大などが課題となっており、その解決が急務となっている状況である。

そこで、今年度、海老名市教育委員会としては、直面する様々な課題を解決し、生徒にとっても、指導にあたる教員にとっても望ましい部活動の在り方を検討するために、海老名市部活動検討委員会を設置し検討・協議を進めてきたところである。

本報告書は、多くの生徒、教員、保護者にアンケートを実施し、海老名市の部活動の実態を把握したうえで、「部活動のねらい」「活動日数と活動時間」「外部指導者の活用」「医療との連携」「保護者の部活動支援」の5項目について、検討委員会で検討・協議した結果を、提言としてまとめたものである。

今後は、報告書に示した提言を海老名市教育委員会で審議し「海老名市部活動方針」として策定し、平成30年4月から市内中学校においては、その方針に基づいて部活動を実施するものである。

併せて、策定される「海老名市部活動方針」については、その周知を十分に行い、実効性を高めるための部活動への指導・支援の徹底を図る必要があり、家庭・学校・地域・行政の連携した取組を期待するところである。

# 1

# 海老名市部活動検討委員会について

## 1-1. 検討委員会の目的

海老名市立中学校におけるよりよい部活動の在り方について検討協議し、海老名市の方針を定めるための報告書を作成する。

## 1-2. 検討委員会の構成

本検討委員会の構成員は次の14名である。

実行委員長	海老名市教育部長	岡田 尚子
副委員長	海老名市立有馬中学校長	土屋 雄一
委員	えびな整形外科医院長	山田 博之
	海老名市体育協会長	森田 壽
	部活動外部指導者	芝 善孝
	海老名市立有馬中学校 PTA 会長	長崎 直幸
	海老名市立海老名中学校保護者	金澤 順子
	海老名市立柏ヶ谷中学校保護者	國吉 聖
	海老名市立今泉中学校教頭	河毛 利之
	海老名市立海西中学校教諭	清水 麻子
	海老名市立海老名中学校教諭	上高原拓也
	海老名市立柏ヶ谷中学校教諭	町田 誠祐
	海老名市教育委員会教育部次長	金指太一郎
	海老名市教育委員会教育支援課長（事務局）	小宮 洋子

## 1-3. 検討の経過

本検討委員会は平成29年5月25日に発足し、計7回にわたって次の内容について協議を行った。

【第1回会議】平成29年5月25日（木）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室

○事務局による説明と確認

- ・海老名市部活動検討委員会について（ねらい、スケジュール）
- ・国の動き及び文部科学省ガイドラインについて
- ・海老名市部活動実態調査の結果と課題について

○部活動についての自由協議

- 【第2回会議】平成29年6月22日（木）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室
- 海老名市部活動のねらいについて
  - 生徒の体力・健康と活動内容について
    - ・部活動によるケガの状況（現状の説明）
    - ・生徒の身体的負担に関する医学的な見解（山田委員による説明）
  - 保護者アンケートについて
- 【第3回会議】平成29年8月25日（金）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室
- 保護者アンケートの結果について
  - 海老名市部活動のねらいについて
  - 活動日数と活動時間について
  - 全面実施に向けた試行について
- 【第4回会議】平成29年9月28日（木）18時30分～20時00分  
海老名市役所706会議室
- 活動日数と活動時間について
  - 外部指導者の活用について
  - 運動部活動と医療との連携について
- 【第5回会議】平成29年10月27日（金）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室
- 活動日数と活動時間について
  - 保護者からの支援について
  - 部活動振興会の役割について
  - 補助金等予算について
- 【第6回会議】平成29年11月24日（金）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室
- 報告書の内容について
  - 報告書における「提言」について
- 【第7回会議（予定）】平成30年1月26日（金）18時30分～20時00分  
海老名市役所705会議室
- 海老名市部活動方針（決定版）について
  - 全面実施に向けた今後のスケジュールについて
  - 平成30年度事業と予算編成について

さらに、事務局が中心となり、検討委員会以外の場において次のように説明と協議を行った。

#### 【校長会との協議】

- ◇平成 29 年 7 月 12 日（水）市教委・校長との連絡会にて
  - 部活動検討委員会の進捗報告
  - 部活動のねらい、活動日数と活動時間、外部指導者の活用についての協議
- ◇平成 29 年 12 月 19 日（火）市教委・校長との連絡会にて
  - 報告書における「提言」について協議

#### 【保護者代表との協議】

- ◇平成 29 年 9 月 2 日（土）単位 PTA 会長会にて
  - 部活動検討委員会の進捗報告
- ◇平成 29 年 11 月 11 日（土）単位 PTA 会長会にて
  - 部活動のねらい、活動日数と活動時間、外部指導者の活用についての協議

#### 【部活動顧問代表との協議】

- ◇平成 29 年 9 月 19 日（火）市中学校体育連盟臨時運営委員会にて
  - 部活動検討委員会のねらいと方向性の説明
  - 部活動に関する保護者アンケート結果の説明
  - 部活動のねらい、活動日数と活動時間についての協議
- ◇平成 30 年 2 月 9 日（金）市中学校体育連盟運営委員会にて（予定）
  - 各専門部における協議結果の集約（配慮事項の「例外」について）

## 2

# 海老名市部活動の現状と課題

## 2-1. 海老名市部活動の現状

平成 29 年度の海老名市中学校の部活動数、部員数は次のとおりである。  
(海老名市部活動振興会調査による)

○部活動総数 (平成 29 年度)

106 部活 (内訳: 運動部活動 68、それ以外の部活動 38)

○入部生徒数 (平成 29 年 6 月現在)

2954 人 (内訳: 運動部活動 1947 人、それ以外の部活動 907 人)

※全生徒数に対する入部生徒数の割合 84%

○顧問をしている教員数 (平成 29 年度 6 月現在)

164 人 (内訳: 運動部活動 105 人、それ以外の部活動 59 人)

※中学校全教員数に対する顧問数の割合 71%

○外部指導者総数 (平成 29 年 12 月現在)

56 人 (内訳: 運動部活動 41 人、それ以外の部活動 15 人)

※全部活動のうち外部指導者がいる部活動の割合 45%

また、海老名市教育支援課では部活動の実態を把握し、よりよい部活動の在り方を検討するために次の 3 つの紙面調査を行った。

### (1) 生徒に対する調査

《調査実施日》 平成 28 年 9 月 27 日～10 月 7 日

《調査対象》 全中学校の各学年 1 クラス抽出 約 600 名の生徒

《回収率》 100% (回収数 601)

### (2) 部活動顧問に対する調査

《調査実施日》 平成 28 年 9 月 27 日～10 月 7 日

《調査対象》 海老名市の全中学校教諭 232 名

《回収率》 73% (回収数 169)

### (3) 保護者に対する調査

《調査実施日》 平成 29 年 6 月 29 日～7 月 10 日

《調査対象》 全中学校の各学年 1 クラス抽出 約 600 名の保護者

《回収率》 81% (回収数 484)

これらの調査から分かった海老名市中学校部活動の主な実態は次のとおりである。（詳細は別添資料を参照）

○ 1 週間の活動日数

	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
生徒回答	50%	25%	8%	4%	9%	3%	2%
顧問回答	35%	31%	11%	5%	10%	5%	3%
保護者回答	37%	31%	14%	4%	8%	1%	4%

※生徒の回答 50%は「決まった曜日が休みというわけではない」と解釈したことが考えられる。

○ 1 週間の朝練習の日数

	5日	4日	3日	2日	1日	0日
生徒回答	16%	24%	24%	15%	4%	17%
顧問回答	12%	29%	21%	14%	5%	19%
保護者回答	13%	26%	22%	14%	6%	18%

○部活動が楽しい、生活充実のために必要である、将来に役立つと感じている生徒・保護者の割合

	楽しい	生活充実に必要な	将来に役立つ
生徒回答	95%	87%	83%
保護者回答	90%	97%	94%

○活動日数や活動時間が多すぎると感じている生徒・保護者の割合

	活動日数が多すぎる	活動時間が長すぎる
生徒回答	45%	34%
保護者回答	39%	27%

○顧問として負担に感じることがある教員の割合

	負担である	少し負担である
平日の朝・放課後の活動	16%	43%
休日の活動	31%	35%
1人で顧問をすること	34%	24%
専門外の種目の指導	40%	20%
生徒指導	18%	34%
保護者対応	17%	34%

○保護者として部活動で学んで欲しいと思うこと（自由記述）

- ・人間関係、上下関係
- ・協調性、思いやり
- ・礼儀、挨拶、マナー
- ・仲間の大切さ、団結力
- ・忍耐力、粘り強さ
- ・努力、頑張る気持ち
- ・達成感、感動、充実感
- ・体力向上、体づくり
- ・運動、創作の楽しさ

## 2-2. 部活動におけるケガの状況

平成 29 年度実施の保護者対象の調査及び平成 28 年度海老名市立中学校養護部会のまとめ、平成 28 年度スポーツ振興センター災害報告書によると、生徒の部活動における故障やケガについては次のような実態がある。

○部活動による肩・肘・腰・膝などの故障を起こしたことがある生徒の割合

	運動部活動	それ以外の部活動
故障を起こしたことがある生徒の割合	33%	2%

○保健室で手当てをした部活動のケガの件数（平成 28 年度）

	運動部活動	それ以外の部活動
保健室での部活動中のケガ対応件数	149 件	1 件
保健室でのケガ全対応件数に対する割合	46%	

○部活動によるケガで医療機関に通院した件数（平成 28 年度）

	運動部活動	それ以外の部活動
部活動中のケガで通院した件数	158 件	3 件
学校でのケガの通院件数に対する割合	47%	

○医療機関に長期間通院した例（2 カ月以上）

部 位	発生状況	診 断
腰 部	技術練習と外周を走った後に痛み始めた。	腰椎分離症
腰 部	ボールを投げた時に痛めた。	腰痛症、大腿筋肉離れ
足指部	他選手に足を踏まれ、肘がぶつかった。	中足骨・肋骨骨折
足関節	ジャンプ後に着地に失敗した。	関節痛、脛骨骨折
頭 部	他選手との接触で仰向けに転倒した。	脳震盪、頭部打撲

## 2-3. 部活動による生徒の身体的負担に関する医学的な見解

部活動検討委員会の整形外科医師（海老名市産業医）である山田博之委員による医学的な見解及び提言は次のようなものであった。

- 整形外科の診療では、中学校運動部活動でのオスグッド、シンスプリントやジャンパーズニーなどのいわゆるオーバーユース（使いすぎ）症候群の障害をしばしば診る。
- 練習のペースを落としたりきちんと静養をとったりするように説明するが、なかなか理解してもらえないことが多く、わかってもらっても先輩や顧問に病状を言いにくいと聞く。
- 成長期の骨や関節には成長軟骨という部位があり、そこを中心に骨が成長する。スポーツ障害の場合の多くはその成長軟骨という部位が関係することが多いので、障害をそのまま放置して練習を続けると成長障害や関節の痛みが長く残ってしまうことがある。
- 中学生の時期は、男子は身長が伸びるピーク、女子は身長が伸びるピークの後半に当たる。成長軟骨がどんどん骨を作って背や手足が伸び、関節や筋肉、腱などの位置が変わっていく時期である。
- 成人のスポーツ選手でも、運動生理学的には週に1～2日の休息日をつくり、鍛えて痛めた筋組織や関節の回復する時間を与えた方が結果的には運動能力が向上し（超回復）、良い成績を残せるということは定説となっている。
- まして成長期の子どもにとっては、競技力の向上だけでなく成長期の様々な障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。
- 以上のことから、週に1～2日程度の休息日と、医療と部活の現場責任者との連携が必要と考える。これにより、次の目標を達成できる可能性が大きくなる。
  - 短期：運動能力や競技力の向上、スポーツ障害の予防と回復促進
  - 中長期：身体の健全な成長の促進、スポーツ障害を残さない
- なお、週休1日を設定する場合でも、今後数年のうちに文部科学省が平成30年3月末を目安に策定するガイドラインとの整合性を検討する必要があると考える。

## 2-4. 海老名市部活動における課題

調査から分かったこととして「部活動生活が充実している」「部活動は必要で将来に役立つ」と感じている生徒や保護者は大変多く、実際に生徒たちが部活動をとおして人として大切なことを学んでいる現状は誰の目にも明らかである。

また、顧問にあたる教員が放課後、休日と多くの時間を部活動に費やし、生徒の成長に寄り添い、苦難や感動をともにしながら日々の活動を行っていることから、多くの生徒や保護者が「熱心に指導してくれている」「感謝している」と回答している状況がある。

しかし、これまでの結果から見てもその在り方について課題がないわけでは決してなく、本検討委員会として、すべての生徒たちの今と将来のしあわせのため、現在の海老名市部活動における課題を次のように考え、その解決方法を協議することとした。

### ◇ 海老名市としての部活動のねらいが明確でないこと

部活動のねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、これまで学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

市の部活動方針を策定するためには、市としての部活動のねらいを明確にする必要がある。

### ◇ 休養日がほとんどない部活動があること

調査によると、約3割の部活動が休養日を設定することなく活動を行っている現状があり、生徒の身体的な過重負担につながっている可能性が高い。また、中学生の時期は成長の過程として、より多くの人と関わり、様々な体験をすることで人間性が広がると言われていることから、部活動以外の時間を作ることと、その時間をどう過ごすかを考えさせることは重要である。

### ◇ 運動部活動におけるスポーツ障害の事例が多いこと

運動部活動に所属している生徒の約3割という故障経験者の数は大変多いと言わざるを得ない。世間的には中学校の部活動による故障で将来の芽をつぶしてしまうケースや、後遺症が残ってしまうケースも報告されており、そういったことが海老名市の教育現場で起こることがないよう早急に改善を図る必要がある。

◇ 部活動の顧問をすることに負担を感じている教員が多いこと

調査によって、平日の部活動の指導を負担に感じている教員が59%、休日の部活動の指導を負担に感じている教員が66%もいることが明らかとなった。また、1人で顧問をすることに58%、専門外の指導をすることに60%の教員が負担を感じており（専門外の部活動を担当している教員に対する割合ではほぼ100%となることが予想される）、働き方改革という視点だけではなく、教員自身の生き方を考える視点においても大きな課題であると言える。

◇ 保護者の部活動支援に対する考え方に大きな差異があること

保護者から顧問に対して「感謝している」という声が多くあがっていることは事実であるが、その反面、活動内容や指導方法に対する反感や苦情も多く、それを負担と感じている教員が51%いるという現状がある。市教委には「なぜ保護者が部活動を支援しなければならないのか」という内容の電話やメールが寄せられることもしばしばあり、考え方として難しい点もあるが、課題のひとつであると考ええる。

これからの部活動の在り方を考えるとき、学校と保護者及び地域が連携を図りながら生徒たちを育てていくことは必須であり、そういった意味で保護者が生徒と顧問と部活動を支援する必要性を訴えていくことは重要である。

# 3

## 海老名市部活動の今後の在り方についての提言

本検討委員会では、前述の課題に対して様々な資料をもとに6回にわたって協議を重ね、そのまとめとして次の5点について提言を行う。

### 3-1. 部活動のねらいについて

教育課程外であるとはいえ、海老名市の教育活動の一環である中学校部活動における生徒への影響力は大変大きく、教育効果は計り知れないものがある。

しかし、そのねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

今回、部活動方針を策定するにあたって、市として部活動のねらいをしっかりと持つことが重要であると考え、次のように定める。

#### 【海老名市中学校部活動のねらい】

部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである。

- ◇自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる。
- ◇同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力を育てる。
- ◇生涯にわたって、心と体の健康に関心を持ち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる。

## 3-2. 活動日数と活動時間について

海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。

したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。

### 【活動規定】

- ◇週1日の休養日を設定する。
- ◇始業前の朝の活動は、週4日以内とする。
- ◇夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。

### 【配慮事項】

- ◇土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。
- ◇長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。

### 【管理方法】

- ◇学校長は次の手順により、活動を管理する。
  - (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
  - (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
  - (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
  - (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
  - (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。
- ◇例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとする。

### 3-3. 外部指導者の活用について

顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動における技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となっていくことが効果的である場合も考えられる。

また、今後の生徒数減少に伴う教員数の減少、教員の負担軽減の視点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しく、外部指導者の最も効果的な活用方法を市として整備することは急務である。

そこで、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を導入し、時代に即した教育活動の一環としての部活動運営を目指す。

さらに、これまでの部活動外部指導者はその名称を部活動支援員として派遣を継続するとともに、より一層効果的な活用を図るためにいくつかの活動可能な条件を追加する。

#### 【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ○実技指導       | ○保護者等への連絡   |
| ○安全・障害予防の指導 | ○年間・月間計画作成  |
| ○学校外での活動の引率 | ○生徒指導の対応    |
| ○用具・施設の点検管理 | ○事故発生時の現場対応 |
| ○部活動の管理運営   |             |

などに従事する。

◇単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇市教委が規則等を定めて任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委及び学校による「事前研修」「定期的な研修」を受講する。

#### 【部活動支援員】

◇原則として顧問とともに活動し、部活動における技術的な支援を行う。

◇学校長が認めた者、認めた場合に限り、学校内での単独指導及び学校外での活動・練習試合等の引率指導を行うことができる。

◇市教委が名簿への登録を行い、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委が行う「事前説明会」に参加する。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

### 3-4. 医療との連携について

運動部活動においては、一般的なケガや故障を防ぐことだけでなく、成長期のさまざまな障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。

そのためには、顧問が正確な知識を持つことが必要となるが、それだけでなく、生徒自らが知識を持ち、練習内容をコントロールしたり身体のケアを行ったりできるようにすることが重要となる。

よって、次のように運動部活動と医療の連携を図り、調整等にかかる事務は市教委が行うこととする。

#### 【整形外科医師の学校訪問】

- ◇整形外科医師がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の身体の仕組みやケガの対応と防止等について講演を行う。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

#### 【スポーツトレーナー等の学校訪問】

- ◇スポーツトレーナー等がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の特性にあわせた効果的なトレーニング方法や、ケガを防止するための方法を指導する。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

### 3-5. 保護者の部活動支援について

部活動のねらいを達成するためには、その適切な運営についての保護者の理解と支援が必要であり、海老名市の部活動方針を理解することはもちろんのこと、所属する部活動の運営方針や練習体制を理解し、生徒と顧問を支援することが重要となる。

そのためには、海老名市部活動方針の保護者への十分な周知が不可欠であると考える。

なお、保護者の具体的な支援方法については、経済的負担や生徒の送迎などいくつかの課題があり、今後も検討を継続する必要がある。

#### 【保護者への呼びかけについて】

- ◇市教委として、部活動方針周知のためのリーフレットを作成し、その際部活動支援について呼びかける文章を入れる。

# 4

## 周知・移行期間におけるスケジュール

### 4-1. 全面実施に向けた試行

平成 30 年度からの全面実施に向けて次のように試行期間を設ける。

【ねらい】 試行を行うことで運用面の課題を明らかにし、全面実施にむけて工夫・改善を図る。

【試行内容】 部活動方針に則って顧問が計画を作成し、校長が管理するシステムの検証を行う。

【試行期間】 平成 30 年 2 月、3 月の 2 カ月間

【試行対象】 有馬中学校の全部活動  
中体連専門部長（運動部の種目ごとの代表）の部活動

【試行方法】 (1) 市教委は月ごとの活動計画書の様式を学校に配付する。  
(2) 顧問は月ごとの活動計画書を作成し、校長の許可後に保護者に周知する。  
(3) 校長は月ごとの活動計画書をまとめて市教委に提出する。  
(4) 市教委は情報を収集し、校長会と連携を図りながら課題に対して改善を行う。

### 4-2. 海老名市部活動方針の周知方法

教育委員会で策定された「海老名市部活動方針」については、次のように周知を図る。

◇教職員への周知

策定後、各中学校において職員会議で学校長が周知する。

◇保護者への周知

市教委がリーフレットを作成し、3月中旬に学校をとおして配付する。  
(平成 31 年度からは入学後に 1 年生に配付する。)

学校は、部活動保護者会等において海老名市部活動方針の説明の機会を設ける。

◇外部指導者への周知

2 月下旬に市教委から郵送にて周知文書を送付する。

【お問合せ先】

海老名市教育委員会教育支援課